

「福島県の入札等制度に係る検証と改革案～最終報告～(案)」修正箇所一覧表

H18.12.20

	新	旧
目次	参考資料の項の頁の修正	
P1 4つ目の段落2行目	合計8回	合計 回
P22 2の(1)の3行目	談合は無くないと言っており、行政側でも談合は～	談合は無くないと言っているし、行政側では談合は～
P25 1の3行目	必要があることから、職員に対する研修や意識改革事業、さらに、例えばコンプライアンス委員会を設置するなど、様々な機会～	必要があることから、財団法人ふくしま自治研修センターが行う研修や職場における研修、更には意識改革事業など、様々な機会～
P30 第3の3行目	3年間	3年間程度
P30 第4の5行目	県職員の派遣も廃止すること。	県職員の派遣も段階的に廃止していくこと。
P30 第4の8行目	建設技術センター理事長等、役職員に土木部幹部OB職員を充てないこと。	建設技術センター理事長に土木部幹部OB職員を充てないこと。
P32 2つ目の段落2行目	積極的な協力を得た。	積極的に対応していただいた。
P32 4つ目の段落	削除	本検証委員会は、入札談合を防止するため、入札改革に取り組んだ先進県等の事例を参考としながらも、本県の実情にそぐわないものについては修正を図ることとし、さらに地元建設産業の振興等、社会通念上許容されるべきものについては、多くの県民はこれを宥恕するものと考え、認めることとして、この報告書をまとめた。
P32 4つ目の段落1行目	本検証委員会は、入札談合を防止するため、本県にとって最善と思われる～	本検証委員会は、本県にとって最善と思われる～
P32 7つ目の段落1行目	県職員は、県民の視点に立って、～	県職員におかれては、決して萎縮することなく、県民の視点に立って、～
P36	第8回検証委員会の内容を挿入	

上記以外に、一部、句読点の整理をした。

福島県の入札等制度に係る検証と改革案

～ 最終報告 ～
(案)

平成18年12月20日

福島県入札等制度検証委員会

目 次

	頁
はじめに	1
入札等制度に関する検証項目	3
福島県の入札等制度の現状と検証	4
第 1 公共工事における契約の在り方	4
第 2 公共工事における地産地消の在り方	12
第 3 建設技術センターの在り方	16
第 4 技術系職員の建設関連企業・団体等への再就職の在り方	20
第 5 職員の意識改革及び情報管理の在り方	22
入札等制度改革の提言	25
第 1 職員の意識改革及び情報管理の在り方	25
第 2 公共工事における契約の在り方	27
第 3 退職職員の再就職の在り方	30
第 4 建設技術センターの在り方	30
第 5 損害賠償等の在り方	31
おわりに	32

参考資料

- < 資料 1 > 福島県入札等制度検証委員会設置要綱 33
- < 資料 2 > 福島県入札等制度検証委員会委員名簿 34
- < 資料 3 > 福島県入札等制度検証委員会開催状況 35
- < 資料 4 > 建設関係企業・団体、市町村等からの意見の聴き取り調査・37

はじめに

福島県は、このたびの県発注公共工事を巡る一連の談合事件の発生に伴い、入札等制度の在り方について、具体的な実態調査等を踏まえて検証し、より公正かつ透明性の高い諸制度を確立するため、平成18年10月2日、行財政改革推進本部に「入札等制度改革部会」を設置した。

併せて、入札等制度についての課題の検証を行うとともに、必要な改革案を提言するため、平成18年10月3日、民間人6名からなる「福島県入札等制度検証委員会」(以下「検証委員会」という。)が設置された。

本検証委員会の審議においては、限られた人数と日程の中で、可能な限り、入札等制度に関する実態を正確に把握し、問題点等を明らかにするため、建設関係企業・団体及び市町村等からの意見の聴き取り調査を行うとともに、財団法人福島県建設技術センターの在り方に関する市町村アンケート調査なども行い、いろいろな意見を伺い、かつ、検証してきた。

平成18年10月12日に開催した第1回検証委員会を始めとして、2か月余の間に合計8回の委員会を集中的かつ精力的に行ってきた。審議は原則公開であったが、入札等制度に係る抜本的な改革案の提言について、一県民の立場から自由に意見を述べることを基本姿勢に、各委員からは自由闊達に幅広い意見が出されるなど、終始熱心に、かつ、慎重に論議を重ねてきた。

談合は犯罪であり、談合を容認することは犯罪に加担することである。談合は決して許されるものではないことを行政側も業者側も十分認識する必要がある。

本検証委員会は、福島県の入札等制度の現状と課題の検証を踏まえた上で、談合が起きない、起こさない今後の福島県の入札等制度の改革の方向性について意見を申し述べるものである。

本検証委員会が、数度の審議を踏まえ、この報告書をまとめるに当たり、入札等制度改革プロジェクトチームや県の関係部局職員及び関連団体等の積極的かつ全面的な協力をいただいたことに対し、深く感謝を申し上げます。

平成18年12月20日

福島県入札等制度検証委員会

委員長 相 良 勝 利

入札等制度に関する検証項目

本検証委員会においては、談合事件において明らかになった入札等制度の課題等について、聖域を設けることなく、幅広く、様々な視点から検証を行い、抜本的な改革案を提言するよう県から求められた。

ただし、議論の進め方として、入札制度及びそれに関連する諸制度といった場合、あまりにも範囲が広く、論点が不明確になるおそれがあった。

したがって、入札等制度の検証に当たっては、限られた時間の中で集中的かつ効果的に行う必要があったため、次の5つのテーマを基本として、入札制度及びそれに関連する制度全般にわたり幅広く検証を行った。

- 1 公共工事における契約の在り方
- 2 公共工事における地産地消の在り方
- 3 財団法人福島県建設技術センター（以下「建設技術センター」という。）の在り方
- 4 技術系職員の建設関連企業・団体等への再就職の在り方
- 5 職員の意識改革及び情報管理の在り方

福島県の入札等制度の現状と検証

入札制度及びそれに関連する諸制度に係る5つのテーマについての県の現状等と各テーマごとに本検証委員会が審議してきた検証内容の概要は、次のとおりである。

第1 公共工事における契約の在り方

1 県の現状

(1) 公共工事における入札制度の概要

表1 公共工事における入札制度の概要（平成18年10月1日現在）

設計金額	入 札 方 式		
↑ 24億1千万円	一般競争入札(平成6年12月1日～) 内訳:24億1千万円(10・11年度は24億3千万円、12・13年度は25億円、14・15年度は22億2千万円、16・17年度は24億3千万円)		
↕ 15億円	公募型指名競争入札 (平成6年12月1日～)	条件付き一般競争入札 (平成15年5月1日～) 適用は一部	総合評価方式 (平成18年8月1日～) 適用は一部
↑	技術評価型意向確認方式指名競争入札 (平成6年12月1日～)	< H18 対象工事 > ・3千万円以上の一般土木工事等から抽出 ・3千万円程度以上の橋梁上部工事	(標準型)(高度技術提案型) 平成19年より抽出試行予定
↓	一般土木工事 1～15億円 建築工事 2～15億円 電気、暖冷房 5千万～15億円 その他の工事 1～15億円		(簡易型) 平成18年より抽出試行
↑ 1億円 (一般土木)	希望工種反映型指名競争入札 (平成6年12月1日～)		
↓	一般土木工事 5千万～1億円 建築工事 " ～2億円 その他の工事 5千万～1億円		
↑ 5千万円	指名競争入札	(3千万円程度) 指名競争入札	指名競争入札

(注) 上記以外に随意契約がある。

政府調達に関する協定の適用を受ける工事（平成18年10月1日現在設計金額24億1千万円以上の工事）以外の大部分の公共工事は、指名競争入札により発注されている。指名競争入札は、設計金額に応じて公募型指名競争入札、技術評価型意向確認方式指名競争入札、希望工種反映型指名競争入札となっている。

平成15年5月から一部の公共工事において条件付き一般競争入札が試行されており、また、平成18年8月からは総合評価方式が試行されている。

(2) 公共工事における入札状況

農林水産部、土木部発注の全公共工事における過去4年間の県全体の平均落札率（落札額 / 予定価格）の実績を見ると、平成14年度97.4%、平成15年度96.5%、平成16年度95.0%、平成17年度94.9%と、それぞれ95%前後であり、高止まりとなっている。

なお、平成16年度以降は、政府調達に関する協定の適用を受ける工事の発注実績はない。

(3) 工事費の積算

工事費は直接工事費 + 共通費(共通仮設費 + 現場管理費 + 一般管理費) から構成されているが、直接工事費は基本的には数量 × 単価から構成される。

県の発注する公共工事であれば、本来、福島県の市場価格等の実績を正確に反映した単価等を基礎として積算すべきであるが、全ての項目について県独自のデータを集積することが困難であるため、例えば土木工事であれば、国や地方公共団体は、いずれも国土交通省と各都道府県が全国の実態調査を基に作成する全国統一の「土木工事標準積算基準書」（以下「積算基準」という。）に依拠している。

表2 平成17年度発注件数、金額別実績（農林水産部・土木部）

（金額単位：百万円）

金額区分	件数			金額		
	件数	割合	累計割合	金額	割合	累計割合
1,500百万円以上	3	0.1%	0.1%	6,311	8.5%	8.5%
500百万円以上	2	0.1%	0.2%	1,991	2.7%	11.2%
200百万円以上	21	0.7%	0.8%	5,584	7.6%	18.8%
100百万円以上	41	1.3%	2.2%	5,619	7.6%	26.4%
50百万円以上	248	8.0%	10.2%	17,321	23.4%	49.8%
30百万円以上	368	11.9%	22.1%	13,518	18.3%	68.1%
20百万円以上	334	10.8%	32.9%	7,911	10.7%	78.8%
10百万円以上	651	21.0%	53.9%	8,986	12.2%	91.0%
5百万円以上	644	20.8%	74.7%	4,489	6.1%	97.1%
5百万円未満	783	25.3%	100.0%	2,155	2.9%	100.0%
合計	3,095	100.0%		73,885	100.0%	

（注）累計割合は、四捨五入の関係で割合の累計と合わない場合もある。

表3 農林水産部・土木部発注データ（平成14年度～平成17年度）

（金額単位：百万円）

入札方式	部局	平成14年度			平成15年度			平成16年度			平成17年度		
		件数	金額	平均落札率	件数	金額	平均落札率	件数	金額	平均落札率	件数	金額	平均落札率
一般競争入札 (24.1億円以上)	農林水産部	1	10,794	94.32%									
	土木部				1	2,363	94.65%						
公募型指名競争入札 (15～24.1億円)	農林水産部				2	3,376	98.50%						
	土木部												
技術評価型意向確認 方式指名競争入札 (1～15億円)	農林水産部	7	2,857	97.07%	12	2,571	96.08%	14	2,783	92.68%	7	854	95.26%
	土木部	148	27,025	97.05%	58	16,621	97.25%	52	13,273	95.18%	27	5,000	94.53%
希望工種反映型 指名競争入札 (5千万円～1億円)	農林水産部	135	9,642	98.34%	122	8,644	97.12%	113	7,745	95.54%	77	5,600	95.08%
	土木部	228	14,666	98.27%	161	12,171	97.47%	149	10,773	95.38%	69	5,289	95.37%
指名競争入札 (5千万円以下)	農林水産部	822	16,231	97.95%	731	15,015	97.01%	646	12,546	95.04%	555	11,571	94.79%
	土木部	2,976	36,455	97.17%	2,366	30,857	96.21%	2,593	30,780	94.96%	2,277	29,581	95.00%
条件付き 一般競争入札 (3千万円～24.1億円 抽出試行)	農林水産部				3	124	91.61%	13	2,044	93.93%	26	2,479	94.18%
	土木部				26	7,022	94.73%	33	4,725	93.47%	57	13,511	93.18%
部合計	農林水産部	965	39,524	97.99%	870	29,730	97.00%	786	25,118	95.05%	665	20,504	94.80%
	土木部	3,352	78,146	97.24%	2,612	69,034	96.30%	2,827	59,551	94.97%	2,430	53,381	94.96%
県合計		4,317	117,670	97.41%	3,482	98,764	96.47%	3,613	84,669	94.99%	3,095	73,885	94.93%

平成14年度～平成15年度は22億2千万円以上

平成16年度～平成17年度は24億3千万円以上

2 検証内容

(1) 現行の入札制度について

県の入札制度が談合問題によって歪められているため、談合が起きない入札制度をどう確立するかがこの検証委員会の大きなテーマである。

現在、県が大部分の公共工事で実施している指名競争入札は、発注者の恣意が入りやすく、入札参加者が限定されることによって談合を誘発しやすい制度であるため、競争は阻害され、透明性、公正性にも欠け、結果として、入札価格が高止まりになる傾向がある。

また、現在は、予定価格は事前公表しているため、予定価格に関して官製談合になる可能性はないが、むしろ指名のプロセスに問題があると考えられるため、指名競争入札制度は止めるべきである。

指名競争入札は、競争性、透明性、公正性、公平性の観点から疑問のある制度であり、談合の再発防止のためにもこれらの要件を備えた入札制度への転換が必要である。

(2) 条件付き一般競争入札

一般的に言って、競争性、透明性、公正性、公平性の要件を備えている入札制度は、一般競争入札制度である。一般競争入札とは、競争入札に付する工事等の概要を公示して、入札参加を希望するすべての者により競争を行わせ、最も低い価格の者を落札者とする契約方式である。この一般競争入札について、事前に競争参加希望者に対して資格審査を実施し、一定の資格を有するものに限り入札に参加させる方式を「条件付き一般競争入札」又は、「制限付き一般競争入札」という。

本県では、平成15年度より条件付き一般競争入札を試行的に実施しているが、その適用は一部に止まっている。今後はこの入札方式を拡大し、全面的に適用すべきである。

(3) 条件付き一般競争入札における条件の設定

ア 格付け要件

一般競争入札による場合、地方自治法施行令第167条の5の規定に基づき、建設業者を格付（ランク）することができる。

一般土木を例に、本県の格付（ランク）の概要を宮城県や長野県と比較すると次のとおりとなっている。

表1 福島県、宮城県、長野県における格付状況（一般土木）

格付	福島県		宮城県		長野県	
	業者数	割合	業者数	割合	業者数	割合
S	41	3.3%	118	7.8%	-	-
A	231	18.5%	331	21.9%	314	16.2%
B	312	25.0%	640	42.4%	429	22.2%
C	663	53.2%	422	27.9%	389	20.1%
D	-	-	-	-	395	20.4%
E	-	-	-	-	408	21.1%
計	1,247	100.0%	1,511	100.0%	1,935	100.0%

（注） 長野県はSランクが無くAランクが本県や宮城県のSランクに相当するので、1ランクずつアップして比較する必要がある。

長野県はA～Eの5段階であり、その構成割合はほぼ20%ずつでバランスが良い。宮城県は本県と同じS～Cの4段階であるが、Sは118者で7.8%となっているのに比して、本県では41者でわずか3.3%にすぎない。建設業者の数が両県に比べ少ない（宮城県の82.5%、長野県の64.4%）とはいえ、Sランクが極端に少ないばかりかそれぞれの構成比もバランスに欠けている。

イ 地域要件

一般競争入札による場合、地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき、入札参加業者に地域要件を設けることができる。

一般土木の場合の地域要件の概要は、次のとおりである。

福島県

	2億円以上	1～2億円	3千万円～1億円
県内一円			
管内 + 隣接3管内			
管内(8建設事務所管内)			

宮城県

	1億円以上	1億円未満	1千万円未満
県内一円			
県内を5ブロック			
管内(8土木事務所管内)			(指名競争入札)

競争性が確保できない場合（概ね30者程度）は、県外業者も含め発注。

長野県

	8千万円以上	8千万円未満	8百万円未満
県内一円			
県内を4ブロック			
管内(15建設事務所管内)			

競争性が確保できない場合(概ね40者程度)は、県外業者も含め発注。

ウ 企業の同種・類似・同規模工事の実績に関する要件及び配置予定技術者の資格実績に関する要件

本県の一般土木においては、3千万円～1億円の工事のうち、特殊又は難易度が高い工事については過去10年間の国等の発注の同種・類似・同規模工事等の実績を要件としている。また、1億円以上は全ての工事において要件としている。

一方、宮城県や長野県においては、原則このような要件は設定していない。

競争性を確保するために、同種・類似・同規模工事等の実績要件を緩和するよう検討すべきである。

(4) 郵便入札制度、電子入札制度

現行では、参加者が一堂に会し入札を執行しているが、参加する業者が周知の状態であれば、談合する機会を与えることとなるためこれを防止する必要がある。

開札まで入札参加者がわからないようにするためには、入札手段として郵便入札制度や電子入札制度を導入すべきである。

(5) 事後審査方式

入札業者1者につき10数項目の審査が必要であり、現行の制度のまま全ての公共工事について条件付き一般競争入札を導入すると、件数は3,000件超となり、現在の担当職員数の審査能力ではこれを消化することは困難である。

したがって、これを解決するために事後審査方式を導入する必要がある。

(6) 施工体制事前提出方式

一般競争入札の拡大に伴い、低入札が増加する可能性がある。積算能力のない業者や、施工能力のない業者、すなわち不良不適格業者の参入を阻止し、工事における品質と安全、良質な労働条件を確保するとともに、下請業者へのしわ寄せを防止するため、工事費内訳書の提出を義務付けて、履行能力確認調査及び下請契約等の確認をする施工体制事前提出方式を導入する必要がある。

(7) 特定建設工事共同企業体（特定JV）

JVとは、複数の建設業者が、共同で工事を受注し完成させるために結成した団体で、「共同企業体」とも言い、活用目的の違いで特定JVと経常JVに区分される。

特定JVとは、大規模工事、技術的に高度な工事等、特定の建設工事の施工を目的として工事ごとに結成されるものである。

経常JVとは、複数の建設業者が継続的な共同関係を確保して、その経営力や施工力を強化する目的で通年で結成するものである。

特定JVは、業者間の依存関係を醸成し、談合の生じやすい環境を作ることにつながる恐れがあるので、特定JVを入札の条件とした発注方式は、原則として今後止めるべきである。

(8) 随意契約

随意契約は、地方自治法施行令第167条の2に定める要件に該当する場合に限り行うことができる。特に、災害復旧工事等、緊急の必要により競争入札に付することができない場合には随意契約を認めるべきである。

ただし、随意契約の適用は厳格化し、安易にこれを適用しないようにすべきであり、随意契約を行った場合は、その理由を明示して公表すべきである。

(9) 業者に対する罰則

ア 損害賠償の取扱い

福島県工事請負契約約款第46条の2（賠償の予約）において、談合その他不正行為があった場合には、請負代金額の10%に相当する額を損害賠償として請求することができることとされている。

宮城県や長野県においては、最近の入札談合事件を受けて、損害賠償の予約条項による請求額を10%から20%に引き上げた。また、国土交通省においては、談合違約金を10%～15%としている。

適正な公共工事の執行と談合等の不正行為の根絶を目指し、本県も損害賠償の予約条項による請求額を20%に引上げるべきである。

イ 入札参加資格の制限

現行の指名停止基準では、談合等の不正又は不誠実な行為があった場合には、当該認定をした日から1か月以上9か月以内で指名停止を行うこととしている。また、極めて悪質な事由又は極めて重大な結果が生じた場合には、指名停止期間を2倍まで延長することができる。

他県の状況を参考として、本県においても入札参加資格の制限期間の上限を、地方自治法施行令で規定されている最大の24か月とすべきである。

また、工事等請負有資格業者名簿作成時の資格審査については、談合等の不正行為について厳重に対処する観点から、基準の見直しを検討すべきである。

(10) 工事費の積算について

積算は適正に行われているか、積算基準（歩掛、単価等）・諸経費率は適切なのかという観点から検証した結果、歩掛は全国共通の標準歩掛としているとともに、資材単価・労務単価は本県の地域特性に基づいて決定しているなど、客観性が認められた。

一方、一般管理費のうち、調査研究費及び交際費は必要性に疑問があり、これらの費用が一般管理費に算入されていることにより県内業者の実状より高めの値、いわゆるアッパーアベレージになっている。

積算基準や諸経費については、それぞれの現場の実状と完全に合致しているわけではないが、工事ごとに本県独自に設定するのは現実的には困難であるため、現在のような積算方法はやむを得ないと考える。

第2 公共工事における地産地消の在り方

1 県の現状

(1) 県における地産地消施策の考え方

地産地消は、県政のあらゆる分野において導入されている重要な施策の一つであり、県民相互の連携と協力を展開することにより地域の活性化を促進させることを基本理念としている。

県は、平成14年度に「福島県地産地消推進プログラム」を策定し、全県的な運動として取り組んできている。

公共事業については、

ア 県が発注する公共事業等について、適切な発注規模の設定等により、県内企業の受注機会の確保に配慮するとともに、発注時の共通仕様書により、下請負契約における県内企業の活用を促す。

イ 経常建設共同企業体制度及び特定建設工事共同企業体制度を活用することにより、全体の技術力を向上させる。

ことが実践プログラムの一つとして掲げられている。

(2) 県内業者への公共工事の発注割合

表1 平成17年度東北各県における県内業者への公共工事発注状況

県名	件数ベース	金額ベース	備考
福島県	94.0%	90.4%	県全体
青森県	90.6%	81.0%	県全体
岩手県	92.3%	86.1%	県全体
宮城県	85.1%	75.7%	県全体 (1千万円以上)
秋田県	96.0%	87.8%	建設交通部のみ
山形県	94.7%	79.6%	土木部のみ

5県については聞き取り調査による。

(3) 県内産業における建設業の位置づけ

表2 平成16年度産業別構成

	従業者数 1	総生産 2
全 国 うち建設業 構成比	52,067,396人 4,382,413人 (8.4%)	496兆 505億円 31兆9121億円 (6.4%)
県 内 うち建設業 構成比	823,085人 91,266人 (11.1%)	7兆8,551億円 4,369億円 (5.6%)
南 会 津 地 域 うち建設業 構成比	12,133人 2,481人 (20.4%)	1,165億円 154億円 (13.2%)

1 出典：事業所・企業統計調査結果確報

2 出典：福島県市町村民所得推計

(4) 法人事業税の課税状況

法人事業税（県内に事務所、事業所を持って事業を行っている法人等で、収益事業を行っているものに課される税金）のうち、建設業（ハウスメーカーを含む。）の状況は、次のとおりである。

表3 法人事業税における建設業の割合

（単位：百万円）

業者区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
合 計	58,961	48,647	51,637	55,128	59,986
うち建設業	2,871	2,649	2,282	2,267	2,477
構成比	4.9%	5.4%	4.4%	4.1%	4.1%

表4 県内・県外法人の法人事業税の調定割合（建設業）（単位：百万円）

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
県内法人	1,723	1,749	1,324	1,195	1,164
構成比	(60.0%)	(66.0%)	(58.0%)	(52.7%)	(47.0%)
県外法人	1,148	900	958	1,072	1,313
構成比	(40.0%)	(34.0%)	(42.0%)	(47.3%)	(53.0%)
合計	2,871	2,649	2,282	2,267	2,477

（注）平成16年4月1日以後に開始する事業年度分から資本金額1億円超の法人に外形標準課税が導入され、平成17年度調定額には、それが反映されている（平成16年度の一部にも影響あり）ため、単純には比較できない。

2 検証内容

(1) 地産地消の基本理念

地産地消の基本理念である、県民相互の連携と協力を展開することにより地域の活性化を促進させることについては否定されるものではない。

(2) 公共工事における地産地消の在り方

県の公共工事の県内業者への発注割合は件数ベースで94.0%、金額ベースで90.4%と、県内、県外の割合は9：1であるのに対して、建設業者が負担する法人事業税でみると県内、県外の割合は概ね6：4（平成13年度から平成15年度までの平均）である。

一方、県内建設業の産業別構成は、総生産では全国平均の6.4%を下回る5.6%となっているが、従業者数では全国平均の8.4%を大きく上回る11.1%である。また、県予算に占める公共事業予算は平成8年度を100とした場合、平成18年度は51と約半分に落ち込んでいるが、県内の建設工事許可業者はほぼ横ばいとなっている。

県内建設業の構造改革を進めていく必要がある一方、建設業は本県にとっては基幹産業の一つであり、雇用の確保に多大の影響を与えていることも考えあわせると、県内経済の活性化を図る観点からは県内企業の受注機会の確保に配慮するとともに、下請契約における県内企業の活用を促す必要性も認められる。

ただし、公共工事における行き過ぎた地産地消が談合の温床となっていた可能性もあるため、公共工事等の発注に当てはめた場合は、入札における公正な競争原理を侵さない範囲内でしか地産地消を認めるべきでない。

地産地消は、本来、農林水産業の分野における概念であることを考えると、公共工事について地産地消の用語を使用することについては、今後、検討していく必要がある。

第3 建設技術センターの在り方

1 建設技術センターの現状

(1) 建設技術センターの設立経緯等

建設技術センターは、県内建設事業の振興発展に寄与することを目的に、昭和53年4月、県及び県内全市町村の共同出資により民法第34条を根拠として設立された公益法人である。

業務としては、建設事業に関する調査、試験・研究、設計・監理及び研修業務を実施している。

平成18年度現在の常勤役職員は84名であり、うち県職員OBは5名、県職員派遣は28名となっている。また、プロパー職員は36名いるがプロパー役員は設立以来ゼロである。

(2) 積算業務の状況

建設技術センターにおける県からの積算業務の受託額は、平成17年度で694百万円となっている。

また、県の公共工事における建設技術センターの積算成果の活用状況は、平成17年度県発注公共工事において、件数で437件、公共工事全体の16.9%となっており、請負額ベースでは30,249百万円、公共工事費全体の52.3%となっている。

(3) 他県の状況

各都道府県の積算業務の実施状況調査(平成18年7月現在)によると、積算業務について、すべて直営で実施しているのは10団体(21%)、直営と外郭団体への委託を併用しているのが35団体(74%)となっている。

なお、民間コンサルタントへの委託を実施している都道府県が2団体あるが、いずれも比較的簡易な工種に係る積算業務のみを委託しているのが実態である。

2 検証内容

(1) 建設技術センターの在り方に関する市町村アンケート調査

県内61市町村を対象に、平成18年11月7日付けで実施したアンケート調査の結果は次のとおりである。

ア 技術専門職員数について

市の土木技師数の平均は88.7人、建築技師数の平均は15.9人。

町村の土木技師数の平均は3.3人（うちゼロが16町村、1～5人は21町村、6～20人は12町村）、建築技師数の平均は0.7人（うちゼロは29町村、1～5人は20町村）。

イ センターへの業務委託の状況について

過去3年間のセンターへの業務委託の活用状況は、市では58.3%（7市）、町村では67.3%（33町村）であり、市、町村とも「積算業務」が最も多く、町村では「施工管理業務」が次に多くなっている。

ウ 過去3年間におけるセンターの公益事業の利用状況について

市では91.7%（11市）、町村では85.7%（42町村）が何らかの公益事業を利用した。なお、市、町村とも「研修（講座）」の利用が圧倒的に多い。

エ センター事業が廃止された場合の対応等について

「対応可能」とされた業務は、市、町村とも「災害復旧対応業務」が最も多く、市では「総合支援業務」「各種調査業務」、町村では「各種調査業務」が次に多くなっている。

「対応困難」とされた業務は、市、町村とも「研修（講座）」が最も多く、「実務研修（長期派遣研修）」が次に多くなっている。

オ センターの市町村支援の在り方について

「今のままでよい」「もっと市町村支援を充実してほしい」を合わせると、市で58.3%（7市）、町村では91.8%（45町村）である。

市町村支援業務の存続、充実を求める意見が大多数である。特に建築工事、特殊工事等の場合や小規模自治体にとっては、センターの果たす役割は大きく、存続が必要であるとの意見が多数あった。

(2) 今回の事件の原因

予定価格を事前公表している現在においては、建設技術センターから得られる情報で建設業者に有利な情報はない。

建設技術センターが丸ごと談合に關与しているように言われているが、一部の幹部職員にその責任があるのではないか。

建設技術センターは行政権限はないが、自由に動ける分、トップである理事長が土木部長経験者の場合、政治力学上、影響力を行使することができたのではないかと考える。

(3) 見直しの方向

県が発注する公共工事の積算を受託している建設技術センターの元理事長が県の元土木部長である地位を利用して建設業者に便宜を図った疑いが持たれており、県との関係では解体的見直しを図るべきである。

ただし、建設技術センターの業務を検証すると、県の補完業務以外に市町村支援業務を担っている。

市町村支援業務については、市町村において技術職員の手薄な状況等を考えると引き続きその機能は残していく必要がある。

なお、建設技術センターについては、昨年度、福島県公社等外郭団体点検評価委員会の報告書において言及されている次の内容も踏まえる必要がある。

ア 県職員派遣の削減を検討し、主体的・自立的な公社経営への転換を図るべき。

イ 市町村技術職員の状況、民間との役割分担を踏まえ、「市町村事業の受託方針」に基づき、継続的に業務受託の見直しを図るべき。

ウ 各種積立金1,170百万円については、研修事業など公益性の高い事業への充当等有効な活用について早急に検討すべき。

(4) 県の業務委託の在り方

県においては、行財政改革の関係で県の仕事を建設技術センターに任せている面もあったようだが、県が積算業務を委託していたことが今回の談合の原因の一つと考えられるため、談合防止のための守秘性を重視し、積算業務は原則として県の直営で行うべきである。

今後は、本当に建設技術センターでしかできない業務に限定し、委託すべきである。具体的には、トンネル、橋梁工事等の高度かつ特殊な工事に係る積算については、センターにおけるノウハウを活用せざるを得ないため、当分の間、限定的に県から委託することもやむを得ない。

(5) 県職員の派遣、再就職の在り方

プロパー職員はまじめにやっている。ただし、建設技術センターが今回の談合で利用されたのは事実であり、土木部長経験者が理事長に就任するという関係は断ち切らなくてはならない。

歴代の理事長7人のうち県の元土木部長が5人就任しており、昭和53年の設立以来28年間のうち21年間を県の元土木部長が占めてきたことは大きな問題といえよう。

理事長が県の技術系OBであったことが今回の談合の原因の一つと考えられるため、この部分の見直しを図るべきである。

また、県からの委託業務の縮小に伴い、県職員の派遣は原則廃止すべきである。

第4 技術系職員の建設関連企業・団体等への再就職の在り方

1 県の現状

職員の再就職に対する県の基本的なスタンスは、職員の退職後の職業選択については、退職する職員個人のライフプランに関わることなので県が決定することはできないことであり、あくまでの職員本人が決めることであるというものである。

公社等の場合は、公社等からの要請に応じて真に必要な場合には、「公社等外郭団体への関与等に関する指針」に基づき、人的支援を行うという観点から、退職予定職員を紹介している。

また、民間企業への再就職については、企業から紹介の要請を受けて当該職員に紹介する場合もあるが、基本的には、職員個人と民間企業との間における協議により就職が決定されるものであり、県は雇用契約に積極的に関わるものではないと考えている。

建設関連企業等、現職時の業務と関係のある企業に再就職した場合は、公正を疑われることのないよう、本人及び企業等に対して1年間、県の事業に係る営業活動に従事しないよう協力を要請している。

なお、土木部の技術系職員については、平成17年度は19名の退職者のうち17名が再就職している。再就職の内訳は、建設関連企業へ9名、公社等外郭団体等へ3名、公益法人等へ4名、県再任用1名となっている。

表1 技術系職員の再就職の状況

(単位：人)

年度	農林水産部			土木部		
	技術系職員 退職者数	再就職者内訳		技術系職員 退職者数	再就職者内訳	
		計	うち建設会社 コンサルタント		計	うち建設会社 コンサルタント
15	39	25	5	18	17	10
16	23	12	3	17	14	8
17	22	16	5	19	17	9
計	84	53	13	54	48	27

2 検証内容

国家公務員は、国家公務員法により退職後の営利企業等への就業制限がなされる場合もあるが、地方公務員は法律による退職後の営利企業等への就業制限がなされていない。

憲法第22条第1項により「職業選択の自由」が保障されており、再就職の制限はできないと考えられることから、再就職後の営業活動の自粛期間を、宮城県2年間、長野県3年間という状況を踏まえて、現在の1年間から3年間程度に延長するのが妥当である。

また、再就職者の氏名等について、本人の同意を得た上でホームページ等で公表することも必要ではないかと考える。

これらについては、技術職のみならず事務職も同様に検討すべきである。
なお、自分でスキルアップした職員が民間に必要とされて再就職する場合、いわゆる天下りとは違うし、入札制度が変われば、いわゆる天下りを受け入れるメリットは無くなるのではないかと推察される。

第5 職員の意識改革及び情報管理の在り方

1 県の現状

公共工事発注に係る情報管理については、「工事等の契約事務に係る秘密文書取扱要領」により秘密文書を指定し、管理している。

また、談合情報については、「福島県談合情報処理要領」により対応している。

なお、職員への働きかけ（口利き）等に対しては、事案ごとに個別対応としている。

「福島県職員倫理条例」により職員が遵守すべき職務に係る倫理原則を定めているとともに、職員による違法行為や信用失墜行為等があった場合は、内部調査等を行い、懲戒処分等を行っている。

2 検証内容

(1) 職員の意識改革

今回の談合事件はトップの方が起こしており、業界、県ともに組織全体が阻止できなかった。建設関係企業等への聴き取り調査では、業者は談合は無くならないと言っており、行政側でも談合は根絶できないといった認識の甘さがあったのではないかと。行政側は、違法行為を犯すのは業者であり、自らが違法なことをしていなければ責められるいわれはないという姿勢ではなく、積極的に無くす姿勢が住民の負託に応えることとなる。

今回の談合問題により、県民は、県が県民の負託に応える行動をしたのかという不信感を持っているため、県は失った信頼を一刻も早く取り戻す必要がある。

談合は犯罪であり、根絶すべきものであることを県も業者も十分認識する必要がある。特に、公務員としての倫理の確立と意識改革は、入札等制度改革の根幹をなすものである。談合は犯罪であり、県民の血税を奪う行為であるという認識を、管理監督者をはじめ職員一人ひとりが持ち、徹底的な意識改革を図る必要がある。

旧二本松藩の戒石銘には、次のように記されている。

『爾^{なんじ}の俸^{ほう} 爾^{なんじ}の禄^{ろく}は 民^{たみ}の膏^{こう} 民^{たみ}の脂^しなり
下^か民^{みん}は 虐^{しいた}げ易^{やす}きも 上^{じょう}天^{てん}は 欺^{あざむ}き難^{がた}し』

戒石銘：旧二本松藩五代藩主丹羽高寛公が儒学者の岩井田昨非の進言により藩士の戒めとして刻ませたもの。

また、旧会津藩では、藩士の子弟への教えとして、「^{じゅう}什の^{おきて}掟」の一つに、「ならぬことはならぬものです」としてこれを厳格に守らせた。これらの先人の教えを職員一人ひとりが認識すべきである。

什の掟：会津藩では藩の子弟たち全員が藩校である日新館へ入学したが、入学前の6歳から10歳の少年たちを10～16名のグループに分け、武士の心構えを教えた。什とはこのグループのことであり、地域で活動する時にはこの什を基本にして活動し、什の掟を厳格に守らせた。

(2) 情報管理の在り方

談合情報がなかった場合でも、高落札率等、入札を巡る不審な現象の解明を行うなど、談合情報の取扱いを、もっときめ細やかに行う必要がある。

また、情報管理については、単に秘密にするだけでなく、積極的に情報公開を進めることにより行うべきである。

(3) 不正の防止策

企業、業界団体、政治家、行政機関の現・元職員等から入札・契約業務等に従事する職員に対する働きかけ、いわゆる口利きがあった場合に、職員が不安を持たずに拒否できるシステムが必要であるとともに、職員が不正を許さないシステムを導入すべきである。

また、公益通報をしたことを理由とする解雇の無効やその他不利益な取扱いの禁止、公益通報を受けた事業者や行政機関の取るべき措置を定めることにより公益通報者等の保護等を図るため、公益通報者保護法が平成18年4月1日から施行されている。同法の趣旨を踏まえ、県は事業者として、職員からの内部通報について適切に対処できるよう要綱等の整備を図るべきである。

職員の懲戒処分について、飲酒運転の懲戒処分を考えれば、犯罪である談合についても相当程度の懲戒処分を考慮すべきである。

さらに、近年、民間企業においてはコンプライアンス（法令遵守）が重視されていることから、県においても職員のコンプライアンスを徹底していく必要がある。

(4) 監視機能の充実・強化

入札・契約制度の構築及びその適正な運用について調査・審議する機能とともに、談合その他の不正行為に関する事項を調査・審議する機能を付与することにより現在の福島県入札監視委員会の機能を充実・強化すべきである。

また、P D C A（Plan Do Check Action）サイクルを勘案すると、チェック機能を発注部局に設置しては、公平性、透明性に欠けるので、県の入札制度の運用等を所管する組織の在り方について検討する必要がある。

(5) 社会情勢に合った新しい職場環境づくり

市町村等との交流や県民との交流を積極的に行い、県民と同じ目線で内外からの提案や社会情勢変化を柔軟に受け止めることができ、県民主体の県政ができるよう職場環境の整備に努めることが必要である。

また、同一業務への継続した事務従事を避ける意味で、技術職の事務職との人事交流を進めることにより、前例主義を改め、職員や職場の活性化を図るべきである。

入札等制度改革の提言

公共工事の発注を巡る談合を根絶するため、入札等制度改革に当たっては、公務員としての倫理の確立と意識改革を図るような制度を構築するとともに、透明性の確保、競争性の確保、公正性の確保、品質の確保に十分留意した、次のような入札等制度を構築するよう提言する。

第1 職員の意識改革及び情報管理の在り方

1 職員の意識改革

公務員としての倫理観や責任感を自覚することはもとより、法律規範の理解をより深め、コンプライアンス（法令遵守）に対する職員の意識改革について改めて徹底する必要があることから、職員に対する研修や意識改革事業、さらに、例えばコンプライアンス委員会を設置するなど、様々な機会を捉えてコンプライアンスの更なる徹底を図ること。

2 口利きへの対応

入札・契約業務等の透明性の向上と県民の信頼の確保のため、入札・契約業務等に従事する職員に対する働きかけ、いわゆる口利きがあった場合、職員が不正を許さないシステムとして、働きかけを記録し、公開することにより情報を共有化するなど制度化すること。

3 内部通報制度

県は事業者として、職員の職務上の行為が法令に違反している場合などに対し、内部の自浄作用が有効に働くよう、公益通報者保護法の趣旨を踏まえ、職員からの内部通報制度について整備すること。

4 監視機能の充実・強化

- (1) 入札・契約制度の構築及びその適正な運用について調査・審議する機能とともに、談合情報について調査検証する機能を付与することなどにより、現在の福島県入札監視委員会の機能を充実・強化することについて検討し、入札制度について不断の見直しが行えるようにすること。
- (2) 入札業務に対するチェック機能を働かせるため、県の入札制度の運用等を所管する組織を発注部門から分離すること。

第2 公共工事における契約の在り方

1 一般競争入札の全面的導入

- (1) すべての公共工事において指名競争入札を廃止し、条件付き一般競争入札を導入すること。

ただし、政府調達に関する協定の適用を受ける場合、及び災害等緊急を要する公共工事に対応するため随意契約を行う場合を除くものとする。

(2) 条件の設定

ア 公共工事の品質確保及び不良不適格業者の参入防止のため、地方自治法施行令第167条の5の規定に基づき、業者の経営力や技術力を総合的に評価した格付を行い、それを条件に設定すること。

なお、競争性を確保することができるように格付の見直しを不断に行うこと。

イ 概ね50者程度の入札参加資格者を確保するなど、競争性に十分配慮した地域要件を設計金額に応じて設定すること。

地域要件は、競争性の確保が図られる範囲内において設定するものとし、県内建設業者の育成の観点も踏まえ、県内業者の技術力等で施工可能なものについては、県内業者で対応することを原則とすること。

なお、業者数が少ない地域においては、一定金額以下の工事について、地域特性、さらには地元業者の施工による住民の安心感・満足感の向上の観点をも考慮し、30者程度とするなど、地域要件の柔軟な設定にも配慮すること。

ウ その他、企業の同種・類似・同規模工事の実績に関する要件等については、原則設定しないこと。

なお、特殊又は難易度の高い工事に例外的に設定する場合でも運用の厳格化を図ること。

エ 一般土木工事、建築工事等、業種ごとに競争性が十分確保できるような要件設定とすること。

2 その他検討を要する事項

(1) 予定価格の取扱い

事前漏洩の不正を回避できるとともに、入札事務が軽減されることから、現行どおり、予定価格は事前に公表すること。

(2) 最低制限価格制度の取扱い

品質確保や下請け保護の観点から、過度な安値受注等を防止するため、現行どおり、最低制限価格制度を原則とすること。

なお、競争性・品質確保にも十分配慮した最低制限価格の設定方法及び公表について検討すること。

(3) 低入札価格調査制度の取扱い

低入札価格調査制度については、当面、現行どおりの取扱いとするが、入札の状況を踏まえ、今後、調査基準価格の設定方法等について検討すること。

(4) 郵便入札制度、電子入札制度の導入

談合等の事前調整が困難になるとともに、県においても入札締切日まで入札参加者が特定されないため外部からの働きかけを排除でき、さらには、業者及び県における事務負担の軽減につながる郵便入札制度、電子入札制度を導入すること。

(5) 事後審査方式の導入

一般競争入札を適正かつ効率的に実施するため、入札後に落札候補者の資格審査を行う事後審査方式を導入すること。

(6) 施工体制事前提出方式の導入

不良不適格業者の参入を阻止し、公共工事における品質と安全、良質な労働条件を確保するため、入札参加者に工事費内訳書を提出させ、履行能力確認調査及び下請契約等の確認をする施工体制事前提出方式を導入すること。

なお、工事費内訳書の提出範囲及びその内容については、事務コストを十分勘案の上検討すること。

(7) 総合評価方式の取扱い

価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた者と契約することにより、公共工事の品質確保が促進される総合評価方式の本格導入に当たっては、試行結果の内容を十分に分析すること。

(8) 特定建設工事共同企業体（特定JV）の取扱い

特定JVは、業者間の依存関係を醸成し、談合の生じやすい環境を作ることにつながる恐れがあるため、特定JVのみを要件とする方法は止めること。

(9) 入札ボンド制度の検討

不良不適格業者の参入を阻止する等のため、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書（入札ボンド）の提出を求める入札ボンド制度について検討すること。

3 随意契約の在り方

随意契約は、地方自治法施行令第167条の2に定める要件に該当する場合に限り行うことができるが、要件の適用に当たっては、災害等緊急を要する公共工事に対応するため競争入札に付することができない場合等、真にやむを得ない場合に厳格化すること。

また、随意契約を行った場合は、理由を明示して公表すること。

競争性の確保の観点から可能な限り見積合せを行うこと。

第3 退職職員の再就職の在り方

退職職員の再就職に関しては、職業選択の自由も考慮する必要があり規制が困難な側面があるため、再就職後の県の関係部署への営業活動の自粛期間を現在の1年間から3年間に延長するとともに、自粛の徹底について要請を行うこと。

再就職の状況については情報公開し、透明性を確保すること。

第4 建設技術センターの在り方

建設技術センターの現在のような組織・機能は解体的見直しを行い、自立化を図ること。

具体的には、県からの積算業務委託は、トンネル、橋梁工事等の高度かつ特殊な工事を除き、原則として廃止すること。

また、県職員の派遣も廃止すること。

市町村支援業務は、市町村における状況等を踏まえ、引き続き建設技術センターが担うものとする。

建設技術センター理事長等、役職員に土木部幹部OB職員を充てないこと。

第5 損害賠償等の在り方

1 損害賠償の取扱い

適正な公共事業の執行と談合等の不正行為の根絶を目指し、県発注の公共工事について、入札談合があった場合の損害賠償の予約条項による請求額を現在の10%から20%に引き上げること。

2 入札参加資格の制限（指名停止）期間の延長等

談合等の不当行為を排除するため、入札参加資格の制限（指名停止）期間の上限については、法令で規定されている最大限の24か月とすること。

また、工事等請負有資格業者名簿作成時の資格審査について、談合等の不正行為に厳重に対処する観点から、基準の見直しを検討すること。

3 入札に関する情報公開

入札に関する情報管理は、単に秘密にするだけでなく、今以上に積極的に情報公開を進めることにより、透明性の確保を図ること。

おわりに

本検証委員会は全力を挙げて、厳正な検証に取り組んできた。

今回の調査は、県職員等にとっても心身共に大きな負担があったと思われるが、検証に当たっては本検証委員会の調査にも積極的な協力を得た。

その中で、職員自身が危機感を持って意識改革や入札制度改革の必要性を認識しているとの印象を強くした。

本検証委員会は、入札談合を防止するため、本県にとって最善と思われる諸制度を提案したので、県におかれては、この報告書を真摯に受け止め、改革案については速やかに着手し、佐藤雄平知事を先頭に全職員が一丸となって、県民の信頼回復に努められることを切に希望する。

また、諸制度の運用に当たっては、不断の見直しを行い、社会情勢に合った制度となるよう改善に努めるとともに、情報公開を一層推進して、県政の公平性、透明性の確保を図るべきである。

今回は公共工事に関する検証を行ったが、公共工事に係る業務委託についても今般の制度改革の趣旨を踏まえ、競争性、透明性の確保の観点から検討を図られたい。

県職員は、県民の視点に立って、県民に開かれた、県民のための県政推進に努められることを要望する。

本検証委員会は、これまでの審議会の枠にとらわれることなく、入札等制度に関する改革案について、かなり踏み込んだ意見を申し上げた。

談合は犯罪であり、県民の血税を奪う行為であることを関係者すべてが認識することが必要であり、公共工事のコスト縮減を図り、適正な公共工事が執行されることを切に望む次第である。

以 上

資料 1

福島県入札等制度検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 入札等制度に関し検証を行うとともに、必要な改善策を提言するため、福島県入札等制度検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 入札等制度についての課題等の検証に関すること。
- (2) 入札等制度についての必要な改善策の提言に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、7人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、知事が別に定める。

(運営)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、入札等制度改革プロジェクトチーム事務局において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月3日から施行する。

資料2

福島県入札等制度検証委員会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名
あいざわ 会 沢 テ ル	J A 福島女性部協議会会長
あんざい 安 齋 い さ お 勇 雄	公認会計士
あんざい 安 齋 と し あ き 利 昭	弁護士
さがら 相 良 か つ と し 勝 利	国立大学法人福島大学経済学類教授 福島県行財政改革推進委員会会長
しみず 清 水 し ゆ う じ 修 一	国立大学法人福島大学経済学類教授 福島県入札監視委員会委員長
はねだ 羽 田 ひ ろ こ 博 子	福島県消費者団体連絡協議会会長

(「 」委員長、「 」委員長職務代理者)

なお、^{はねだ}羽田 ^{のりお}則男委員は平成18年10月18日付で辞任した。

また、羽田 博子委員は平成18年10月21日付で就任した。

資料3

福島県入札等制度検証委員会開催状況

第1回検証委員会 平成18年10月12日(木)

<主な内容>

- ・ 委員の互選により、相良勝利氏を委員長に選任
- ・ 県の検討体制について
- ・ 入札等制度に関する県の課題認識について

第2回検証委員会 平成18年10月21日(土)

<主な内容>

- ・ 羽田則男委員辞任により羽田博子さんを委員に委嘱
- ・ 福島県の入札制度等について
- ・ 公共工事における地産地消の在り方について
- ・ 建設関係企業等からの意見の聴き取り調査について

第3回検証委員会 平成18年11月2日(木)

<主な内容>

- ・ 財団法人福島県建設技術センターについて
- ・ 技術系職員の民間建設関連企業等への再就職について

第4回検証委員会 平成18年11月13日(月)

<主な内容>

- ・ 職員の意識改革及び情報管理の在り方について

第5回検証委員会 平成18年11月20日(月)

<主な内容>

- ・ 第4回入札等制度検証委員会までの各委員からの主な意見の概要について
- ・ 公共工事に係る新たな入札制度の論点整理について
- ・ 財団法人福島県建設技術センターの市町村アンケート結果について

第 6 回検証委員会 平成18年11月30日(木)

<主な内容>

- ・ 福島県の入札等制度に係る検証と改革案～中間取りまとめ(案)～について

第 7 回検証委員会 平成18年12月12日(火)

<主な内容>

- ・ 福島県の入札等制度に係る検証と改革案～最終報告～(案)について

第 8 回検証委員会 平成18年12月20日(水)

<主な内容>

- ・ 福島県の入札等制度に係る検証と改革案～最終報告～(案)について

資料 4

建設関係企業・団体、市町村等からの意見の聴き取り調査

1 実施時期 平成18年10月下旬～11月上旬

2 実施内容等

本委員会委員と出席者が非公開で面談する形式により、現在の入札制度の問題点と今後における望ましい入札制度等について幅広く意見の聴き取りを行った。

- (1) 建設関係企業 6社
- (2) 関係団体 2団体（建設技術センター、(社)福島県建設業協会）
- (3) その他関係団体 1団体（福島県土地改良事業団体連合会）
- (4) 市町村 3市町村